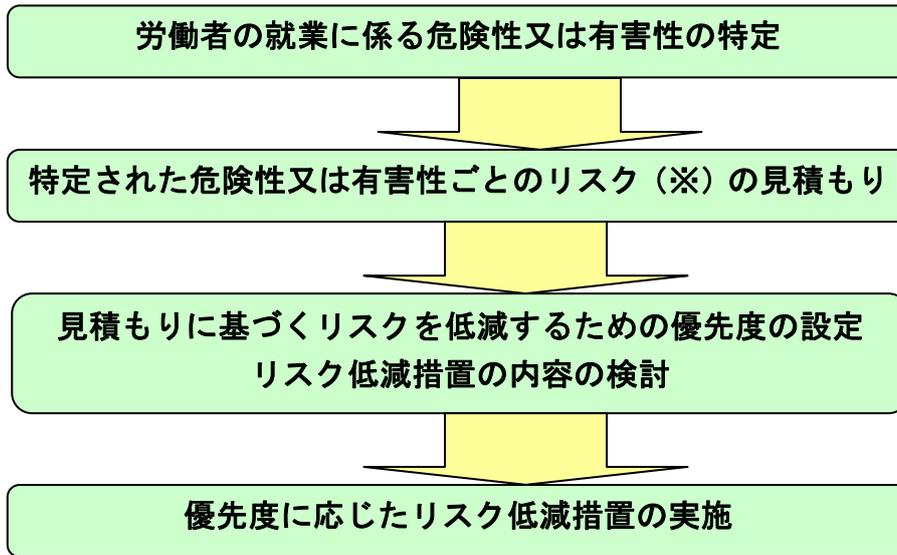


リスクアセスメントのすすめ

危険性又は有害性等の調査とは・・・

リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これらを除去、低減するための手法です。平成18年4月1日以降、労働安全衛生法第28条の2により、実施が努力義務化されています。

リスクアセスメントの手順



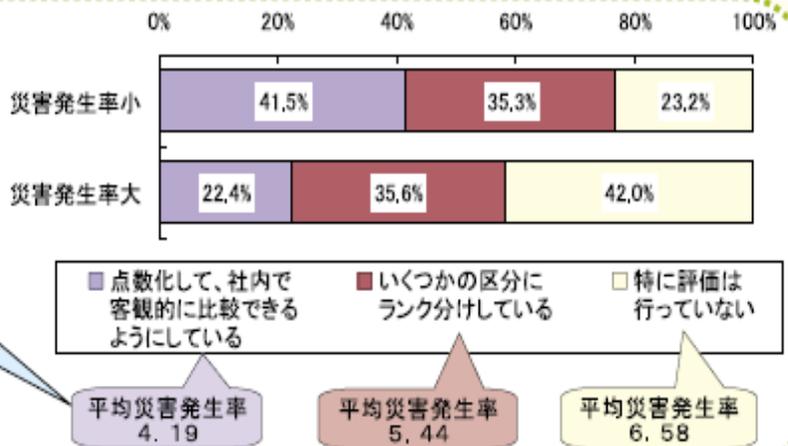
実施時期
設備、原材料、作業方法などを新規に採用、変更するなど「リスクに変化が生じたとき」実施
機械設備等の経年劣化、労働者の交代などを踏まえて「定期的」に実施
既存の設備、作業については、「計画的」に実施

（※）リスクとは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度（ひどさ）と、負傷又は疾病の発生可能性の度合いの両者を組み合わせて見積もるものです。

リスクアセスメントの効果

リスクをより客観的に評価する事業場の方が、労働災害発生率が低くなっています。

出典：大規模製造業における安全管理に係る自主点検結果（平成16年厚生労働省）



リスクの見積もり例

① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害(※)	③ リスクの見積り			④ リスク低減措置案	⑤ 措置実施後のリスクの見積り		
		災害の重篤度	発生の可能性	優先度(リスク)		災害の重篤度	発生の可能性	優先度(リスク)
(記載例) 台車による運搬作業	重量物を過大積載し、運搬中に操作が出来ず荷崩れを起こすなどして打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 遵守事項を貼付する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度 ×: 致命的・重大(死亡災害や休業1月以上の災害)、△: 中程度(休業1月未満の災害)、○: 軽度(かすり傷程度)

発生の可能性 ×: 高い又は比較的高い(毎日危険性又は有害性に接近するもの/かなり注意しても災害につながるもの)
△: 可能性がある(修理等の作業で危険性又は有害性に時々接近するもの)
○: ほとんどない(危険性又は有害性に接近することは滅多にないもの)



災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ: 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある Ⅱ: 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある Ⅰ: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

リスクの程度 Ⅲ: 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある
Ⅱ: 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある
Ⅰ: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に的確な安全衛生対策を講じることが不可欠です。
「リスクアセスメント」への取り組みをお願いします。

新潟労働局 ・ 各労働基準監督署